

平成31年度 第2回男女平等推進市民委員会 議事録

日時 平成31年4月18日(木) 午後7時～9時

場所 市役所1階 東臨時事務室

出席委員 谷川委員長、池田副委員長、遠藤委員、太田委員、至田委員、古旗委員、本田委員、  
宮原委員、武藤委員、山下委員

事務局 藤崎政策経営部長、吉田市長室長、高橋市長室長補佐、市川主任

<議事要旨>

【委員長】この間、皆さんにいろいろお手数をおかけしましたが、今日そのご意見をもとに、市民意識調査の内容を検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。それでは、まず配付資料の確認を事務局から、あとその他事務連絡をお願いできますでしょうか。

【事務局】では、配付資料の確認をさせていただきます。

【事務局】次第、市民意識調査票(案)、皆様の意見をまとめました市民意識調査の意見集約シート、これが本日の資料になります。参考といたしまして、『東京レインボープライド』のチラシ、『ALL Yを増やす方法』という資料、デートDVの防止講座の資料の3つがあります。配付資料は以上です。

【委員長】レインボープライドについて、事務局からご説明いただいてもよいでしょうか。

【事務局】4月28日(日曜日)と29日(月曜日)の祝日、この2日間に、昨年度より始めましたブース出展を、今年度も行おうと思っております。今年度のテーマは『あったらいいなこんな街、あったらいいなこんな学校!』です。今、多摩26市の市町村からLGBTに関する取り組みや活動の状況を収集しておりますので、そういったものの情報提供、昨年度に引き続き、国立市の条例の周知等々、男女平等参画ステーションのご紹介とともに、当事者の方とのトークイベント、ワークショップを考えております。ぜひ皆様もお立ち寄りいただければと思っておりますので、よろしくお願ひします。

【委員】28日はパレードもある日で、会場のメインステージで法律的なことを話すということで、同性婚の訴訟の原告でいらっしゃるレズビアンの方、医療関係者の方も出るかな。それからドラッグクイーンのエスマラルダさん、弁護士の私と司法書士が前に出て、特に相続、成年後見、医療同意の話をする。ぜひご覧いただければと思ひます。

【委員長】国立市のブースにみんなで立ち寄るといふことで、よろしくお願ひします。

【委員長】ここから議事に移りたいと思ひます。事務局からご説明いただけますでしょうか。

【事務局】市民意識調査についてのご意見、どうもありがとうございました。いただきました意見を事務局で反映させたものが、この市民意識調査票になります。その前に、お手元にあるタブレットですけれども、前回までの配付資料をこれ以降タブレットに入れて、その回の配付資料はお手元に紙で配るといふ形式にしたいと思ひています。

【委員長】3回から資料は印刷なしとなるのですか。

【事務局】当日の資料だけ印刷して、前回までの資料はタブレットに入れます。

そうしましたら、内容に入らせていただきます。今回と次回までがこの意識調査の内容の決定の会議になります。今回皆さんに議論していただいたものをまとめた案を事務局でつくって、次回第3回の会議で検討し、それで決定となります。今回は思う存分ご意見を出していただければと思ひます。

市民意識調査票について、タイトルの「国立市女性と男性及び多様な性及び人権」を直さないといふけない。「国立市女性と男性及び多様な性」、はいいのかな、人権に関する市民意識調査票という形で、

男女平等という言葉を変更したいと思っています。中身の内容、「調査のご協力のお願い」についても、今年4月1日に施行した人権の条例と、昨年4月1日に施行した男女の条例を新規に追加し、現在の状況に直しています。あと係名等や元号を変更しています。

次のページの1ページ目、タイトルを「女性と男性の平等」と変えています。調査票全体で「男女平等」については、「女性と男性の平等」に変更しています。

大きな変更点としては、問3「あなたは次にあげるようなことについて、どのように考えますか」の資料の「体外受精」について、少しこの質問は聞きづらいものではないかというご意見がありましたので、削除して内容を訂正しています。

質問の項目についても、「抵抗を感じる」「少し抵抗を感じる」の選択肢は、少し調査の意図がぼやけるところがありましたので、「必要だと思う」、「必要だと思わない」、「わからない」という形で、より回答しやすく変更しています。問4についても、文言を変更しています。

3ページ目、教育・子育ての問7「少子化」についてはどうかというご意見がありましたので、「子育てに関し何を不安に感じますか」に変え、問6は、女の子の場合はどこまで教育が必要か、男の子の場合はどこまで教育が必要かというご意見があったところ、これが時代的にどうか、もう誰もが大学に入る時代になっているというご意見もあったので、特に教育の場では何が必要かということに変更しています。

5ページ目、問9の回答の選択肢については、もともとが「夫」、「どちらかといえば夫」、「夫と妻と同程度」だったのですが、この言い方を多様な性と事実婚等に配慮して、自分とパートナーという言い方に変更しています。アからカの回答項目についても、より短くわかりやすい形に直しています。

5ページ目の下、新設の項目として、「育児休業・介護休業等を取得しやすくするために必要だと思うこと」を聞いたほうがよいのではないかというご意見がありましたので、その項目を事務局で追加しています。

8ページ目、もともとあった問14と問15の項目は、ほかの市民意識調査の項目とのクロス集計でも生かされていなかった項目になりますので、削除しています。「無職の方」という聞き方を、「仕事に就いていない方」という形に変えています。

10ページ目、人権を脅かす行為のところ、「性自認」が抜けていたので、問20の「性的指向」の前に「性自認」を加えて、注釈をつけています。「国籍」がないというご意見があったので、「国籍」を追加しています。

問21以降、DVのところは「夫・妻・パートナーや恋人に対する暴力」を、「パートナー（配偶者や交際相手など）」と、多様な性に配慮する形に変えています。

10ページ目の下、暴力の部分については、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力の5項目にそれぞれ分ける形に書き直しています。

11ページ目、ここは新設の項目で、身体的暴力または性的暴力があったと回答した方に、「そのときに子どもやほかの家族はどうしているか」という設問を加えています。その下、<問21で1（パートナー、交際相手等から暴力を受けたことがある）と回答した方にお尋ねをします。>の「どこに相談しましたか」という設問が、もともとは1番に親族、2番に友人・知人だったのを、被害が大きい場合に適切な相談の順に、訂正しています。

13ページ目の問24、「職場」、「セクシュアル・ハラスメント」を、「飲み会の席を含む職場」、「社

会的活動の場におけるセクシュアル・ハラスメント」に変更しています。

14ページ目、「LGBT、セクシュアル・マイノリティについてお尋ねします」のところを、「LGBTを含む性別に関する考え方」という形で、SOGIの視点も入れています。

問26は、自分が性別について悩んでいるところを、1番、2番は性自認のこと、3番、4番が性的指向のこと、5番、6番が条例を踏まえてアウティングのことを追加しています。

15ページ目以降は、国立市の施策について聞くという中で、大きくここを変更しているのですが、一番上の項目に国の法律や市の施策についての認知度を聞く項目を追加しています。それから下に、くにたち男女平等参画ステーションの認知率と利用度を聞くための質問を追加しています。

16ページ目の最後に、同性カップルに結婚に相当する関係を証明する「同性パートナーシップ制度」についての国立市への要望を聞く項目を追加しています。

最後に17ページ、18ページ、F3は「世帯」に、F4も「配偶者・パートナー」と、「法律婚・事実婚は問いません」に変えています。F4-1も、「自分又はパートナー」に変えています。18ページのF5-2、お子さんの数の項目を追加しています。

皆様の意見をまとめたものをつけておりますので、ご意見がありましたら、ぜひお願いできればと思います。

**【委員長】** たくさんの資料をありがとうございました。全体的に多様な性に対しての配慮がされている、女性・男性という聞き方をなるべく和らげているということはわかると思います。もし個別にご質問やご意見等あれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

**【委員】** まず格好として、すごくよくなったなという感じがしました。前のアンケートもすごくよかったのですが、今回さらに、セクシュアル・マイノリティやDVについても、より聞きたいところや問題点が整理された形で、よくここまで整えられたなど。あとはその前に皆さんの意見が多く出してあって、かつ、確か前回、ブレインストーミング的に全部出して、全部採用できるとは限らないけど、気がついたところを出しましょうとあって、これだけ出たことも私、びっくりしました。それをできる限り、全部とは言えないまでも、採用されてきちんと形になっているので、申し上げるところはほぼないぐらいです。

最初、1ページ目の「同性同士を婚姻関係とみなすこと」というのが、表現はいろいろ悩まれたのですよね。男性同士、女性同士でも婚姻、夫婦という形で社会が受け止めることが必要かというのが聞きたいのですよね。だから、そこが今、民法上法律婚が認められていなくて、人によっては、民法を改正して同性婚をつくる必要がある／ないという風に聞いているのか、それとも同性婚とするかどうかは置いて、社会がその同性カップルにできる限り不利益がないようにする社会にするほうがいいのか。いや、同性カップルは影でひっそりしておいてよというレベルの話なのか。この「みなすこと」だと、何を聞くのだろう、とみんな戸惑ってしまうかなと。それ以外はすごくブラッシュアップされたなと思います。

**【事務局】** 例えばウの欄ですと、なかなか民法改正までを質問で聞くなんてことは難しいかなという気がしました。注釈を入れるほうがよいのか。

**【委員】** 婚姻というと民法上の婚姻みたいなイメージじゃないですか。だからそれを聞いているのかなと。それが聞きたいのではなくて、同性カップルもいていいと思いますか、周りがそれを支えたいと思いますか、ということを知りたいのか。

**【委員】** 「女性と男性の平等についてのお考えをお尋ねします」の部分、「セクシュアル・マイノリテ

ィを含む」という、14ページからに移すことでいかがでしょうか。

【委員】 それいいかもしれないですね。

【委員】 私は自分の意見を、集約シートの最終ページ、上から4段目のその他の設問追加というところで、「男性育児休業の必要性について、どう思われるか」、調査票の5ページ目の一番下の新設というところに記載が追加されているのですけれど、これだけですと、男性の育児休業についての質問があります、と。なおかつ毎年度の進捗状況調査報告書の19ページ目に、固定的役割分担意識の解消が△の評価で、今までの進捗の中では遅れているなど。その下の基本目標の③に、男性の育児休業取得率、平成27年度5.5%とあって、平成31年度は13%、平成35年度20%。ここがそういう意味では遅れているかなど。なおかつ、55ページの市職員の男女平等参画意識づくりのところも、残念ながら、17の市の男性職員の育児休業の取得率が0%とありまして、13%の目標に対して、模範を示せというのではないですけど、ここが△の評価なのに、質問がないというのもどうかなど。男性育児休業を積極的に展開すべきだという項目を入れるとか、この中で男性に特化した回答があるといいかなど。男性に特化した回答項目、今日新聞をご覧になったと思いますけど、ある民間企業は、1カ月の男性育休を全員に取らせると。こういう世論を味方につけつつ、いま一步、男性の育休を後押しできるような設問があればなと思った次第です。

【事務局】 設問の中で特に男性についての項目を入れるかですかね。

【委員長】 問11等については、私は男女ともに聞き、さらに男性に踏み込んで聞くほうがいいかなと思います。例えば、特に男性の育児休業取得を増やすためにはどういったことが必要だと思いますかとか。結局ある／ないは、ベースシートとのクロスで男性・女性の結果はとれると思うので、この新設のところについて、例えば特に男性の場合はどうかということをもう一步踏み込んで聞くといいのかなと思いました。

【委員】 確かに国も今強力に、施策としてバックアップしていますし、厚労省も相当今、取っていますので、ぜひ国立市役所も子どもが生まれたらとっていただきたいなという思いを込めて、ご検討をいただければと思います。

【事務局】 ありがとうございます。

【委員長】 その中に、男性のということで特に聞くとしたら、例えば取得を義務化する、そういう設問を選択肢の中に加えておくとか。

【委員】 65%の給与補償を8割にするとか、もう少し上げてくれるかというのも。

【委員】 あと、パパママ育休プラスをご存じかと思うのですけれど、男性と女性、交互にとったほうが、2カ月プラスして1年という制度が、5年ぐらい前には出ているのですけれど、そういうの知らない人たちがほとんどではないかなど。保育園に入れなかったら半年で終わりますけど、それをご承知の2年に延びましたので。ですから、そういう新しい法律も絡めたところに入れていただけると、いいのではないかなという気もします。

【委員長】 この新設の5ページから6ページに差しかかっているところについては、マトリックスみたいに「男性の場合」、「女性の場合」を追加するのはどうか。

【委員長】 それぞれに大事に思うものを3つまで選ぶことにするといいのかなと思います。

【事務局】 あわせて検討します。

【委員長】 復帰後のサポート体制のところもそうなのかもしれないですけど、保育所のこともあるかもしれないですね。

【委員】事業者にとっては、産休中、育休中だけの短い時間だけ雇用したい場合がすごく難しいので、事業者の支援が必要になってくるのではないかなど。

【委員長】この設問の中、7番に、人員体制に配慮するというのがあるのですが、その配慮する事業者が大変という意見ですよね。だから、配慮できるような事業者を支援する制度みたいな。市が対応するというのは非常に難しいかもしれないですけど。

【委員】対象者が市民の意識調査なので。

【委員長】そうですね。なかなかその切り分けが難しいかもしれませんが。

【委員】これは対事業者または対社会の設問になっていますが、育休を取るときに、夫婦でどう取るかという話になると思うのですね。これを妻、あるいはパートナーが取ってほしいと思っても、男性は取りたくない。取るのはしんどいから。その取りたくない理由がここにある理由なのだろうけれども、そもそもその育児休業を取ることについての了解が、パートナー同士でできるかどうかというのは大きな問題なのではないかなど。自分たちの問題でしょう、というのではなくて、休みを取るのが当然だという合意を、夫婦なりパートナー同士でできるかどうかということが、ポイントは高いのではないかと思います。

【委員】そうですね。

【委員】そもそも使う主体である2人が決定するわけだから、最終決定をするときに何が問題になるかという、お互いが共同して子育てをしようという意識があるのかなのかということ。それは男性がやりたいと思っても、女性がそんなみっともないことやめて、みたいな問題もあるし。

【委員】むしろ、家にいないで、と言うかもしれないですね。

【委員】その辺は結構、聞いてみたいと思いますね。

【委員長】そうすると、この市民意識調査自体が18歳以上の男女3,000人無作為なので、もう随分前のことを聞かれるという人たちもいるわけですよね。これから子どもを持つようとしている人とか、これからパートナーと出会おうとしている人たちにも届くけど、ご高齢の方にも届くわけなので。例えば、育児休業を相手に取ってほしいと思ったかとか、パートナーにも取ってほしいと思うか、思ったか。もう一步踏み込むなら、育児休業・介護休業をどのように取るかについてパートナーと話し合ったかとか、話し合おうと思うか。そういうことを現在でも未来でも過去でも答えられるような設問を置いてみる。そうすると整理していけるかもしれないですね。それでフェイスシートと掛け合わせて、その回答が男性か女性かと分類してみたらどうかなと思うのですが。

【委員】育児休業・介護休業は、法律的にはそうなのですが、一まとめにすると、難しいのではないかという気もしまして。十月十日と決まっているのと異なり、ある日突然来るのが介護です。分けたほうが、回答する側としても答えやすいのでは。

【委員】今の点、私も思ったのですが、介護休業について分けて聞くのだとしたら、今は介護離職もよく問題になっているので、それもあわせて聞けるといいのかなというのが1つ。もう1つ、育児休業に絞ってどういう聞き方をするかということなのですが、今ある選択肢だと、どれもあつたら望ましいという内容なので、「何が必要か3つ選んでください」というと選びにくいところがあると思うのですね。全部○をつけてしまいたい、答える側としては思うかなというところがあって。聞き方は乱暴かもしれないのですが、むしろ育児休業を取得したことがないという人に対して、何で取得しなかったのかという聞き方にして、「子どもがいないから取っていない」という選択肢も設けたうえで、自分が育児を経験しているのだけれども、育児休業を取らなかった理由を幾つか選んでいた

だく、としてもいいのかなと考えましたが、いかがでしょうか。その中に、「パートナーとの合意がうまくできなかった」とか、「パートナーの賃金のほうが高いから」とか、そういう理由も浮かんでくるのかなと思います。

【事務局】無作為抽出で、実際に回答があるのは半数以下。回答者が半数以下だと予測される中で、育休を取る、取ったことがある方の割合がどのぐらいか分かりませんが、取ったことがない、取っていないという回答が少なくなってしまうのではないかなという懸念があります。1, 500の回答と仮定したときに、その中で育休を取ろうと思ったけど取っていない人があまりに少ない場合、調査としてどうか。

【委員】実態を調べるという意味では、先ほど委員がおっしゃったような聞き方のほうが、より実態に近づける。だから、実際に取らなかった、取れなかった人が何人かと、実際に取ったのだけど、取るときにこういうのがすごく引っかかったみたいなの。そうすると母数が少し増えるのかなというのがあるとは思うので。確かに懸念されるような、数が少なくなってしまうところはあるなど、悩ましいです。

【委員長】時々こういう市民意識調査で、取ったことが「ある」、「ない」、ある人はこっちへ進め、ない人はこっちへ進めというのがよくあるのですけれど、あれはすごく分かりづらくて、途中で答えたくなくなるのですよね。だからなるべくみんな順番に答えていける、今のような質問票がいいと思っています。例えば、高齢の方にこの調査票が届いたときは、育児休業なんてとんでもなかった、みんな産んだらすぐに復職したのと思われた際、けれどもこういう制度があったら取れるようになるのではないかと、というような意見が拾えなくなるのも困るということですよ。

【委員】回答率を見ると、前回の調査で育児休業を取ったことが「ある」が5.5%、介護休業「ある」が1.7%、残りは「ない」と。8割近くが「ない」という回答になっているので、確かにこの回答状況だと調査にならない。

【委員】先ほど委員からあったように、分母のところ、子どもがいない人はもちろん取っていないわけなので、その子どもがいない人は省いていけるとよい。介護休業にしても、育児休業にしても、そういう機会があったのに取らなかった人、取れなかった人、全くそういうことに遭遇していないという人もいると思うので、それを全部分けるのは難しいのかもしれないですけども。

【委員長】多分それはフェイスシートで分けられるのだと思う。フェイスシートの中で子どもがいるか聞いているので、育児休業を取得したことが「ない」につけた人の中で、子どもがいない人はわかる。子どもがなくて育児休業を取る必要がなかった人に対しても、この設問を聞きたいと思うのですよね。自分が当事者であるかどうか、介護もそうだと思うのですが、高齢の家族がいなければ介護は関係ないかもしれないけど、でも取るとしたらどういう制度があったらいいかということを考えて回答してほしいということもある。

【委員】そうすると、「子どもがいない方もご記入ください」というのがないと、例えばこのまま来たときに、その他のところに「子どもがいないから」と書いてしまうとか。

【委員】問11の(1)と(2)で、3.として該当しないという選択肢を入れると、混乱してしまいますか。

【事務局】いや、そんなことはないと思います。

【委員】さっき自分が言ったことと矛盾してしまうかもしれないですけど、実際に育児休業が必要な方が取れなかった理由について、よくよく考えると、育児休業とか介護休業が必要な方だけに、何で

取れなかったか、どうすれば取れるようになりましたか、だけではなくて、実は職場の同僚とか事業主の問題でもあるわけじゃないですか。なので、それも含めて聞けると、母数は増えるし、取れない理由が何で、どうすれば改善できるだろうと聞けるのかなとも思うのです。今の、どうやったら取得しやすくなりますか、というのは確かに、休みを取る当事者だけではなくて、周りもみんな当事者だよねという聞き方になっているのかと。

【委員】必要と思うものを3つ選んで○をつけるという聞き方ではなくて、今選択肢に挙がっているもの、それぞれやっぱり必要だと思うので、ほかの設問にあるような3件法で、「必要だと思う」、「どちらかといえば必要」、「そうは思わない」みたいな聞き方で、それぞれ○をつけていただくと、よりそれぞれの論点がクリアになりますし、1人1つずつ選ぶわけなので、周りの同僚の理解が必要だということに○をつけたら、自分はこれが必要だと思っている、と回答する人に意識してもらおうきっかけにもなるかなと思います。

【委員】質問いいですか。ここの1から9というのは、当然あったらありがたいなど、理想的だなというところはあると思うのですが。先ほど委員がおっしゃったとおり、義務化しているのはほとんど大企業で、私どもの会社は非常に小さい会社なので、去年育休を1人取ったのですが、すごく大変だったのですね。補充の問題や、その人が復帰した後どこについてもらうかとか、人事配置の問題とか。大企業というのはそんなに多くはないので。当たり前のことをあえてここで聞くというのは、実際にどうしたのかという質問であることと、これを書くことによってアンケートに答える人に刺激があって、こういうことが必要なのだというその学習の機会みたいな意味合いがあるのかなと。この当たり前のことをあえて、理想的なことを聞くという意味が、私はよくわからなかったのです。

【委員長】話を整理したいと思うのですが、まず、5ページの問11(1)(2)については、「ある」、「ない」だけではなくて、「必要ない」というか、取らなければならない理由がなかったということでした。要は子どもが生まれていないとか、介護の対象者がいないというのも3番につけることが1つあるのかなと思います。そうしないと、「ないに決まっているじゃん」という人が出るということですよ。それを書けば、フェイスシートと掛け合わせなくてもわかるということと、「えっ、ないよ」と思いながらつけるのではなくて、「必要ない」「なかった」という項目があるといいかなと思います。

あと今、議論になっている「必要な取り組み」を聞くときに、「全員ご記入ください」ということを書かないと、関係ないからと無回答が出やすいということはあるかなと。そこだけ整理したいと思います。問題は、この新設のところをどう聞くか、あるに越したことはないのだけれども、大事な順に1、2、3をつけるということも難しいと思うので、ここをどう聞いていくかということですよ。

【委員】聞くことによって、質問の意図というのは、どういうものになるのですか。

【委員】男女平等参画の意識の調査なのですよ。だから育児と介護は一緒に、要するに女性がジェンダーで、性別役割分業で、役割が多い中に例えば育児とか介護があるという考え方で、育児と介護が一緒になっているのだと思うのだけど、そういうレベルで女性の性別役割分業意識についての調査だということだったら、これは一緒にでもいいと思う。だからここで設問する意図というか目的、どういう意識をどういう風に調査したいのかということと考えないと、育児休業、介護休業そのものについては多岐にわたっているのだから、絞って考えないといけなかなと思います。

【委員長】先ほど、その育児と介護を分けたほうがいいのではないかというご提案もあったと思うのですが、問10は、実は男性の介護への参加ということで聞いているのですよね。問11は育児休

業・介護休業についてあわせて聞いているということになるので、実はこの間10から抜本的に見直していくと、整理がついていく可能性がある。介護休業の場合には、今関係ないと思っても、突然起こる可能性のある、計画を立てたことができないということはありますよね。より備えにくいものでもあるので、そこを聞いてどうするかということですよ。市が単独で施策にしていくのが難しい分野ではあると思うので、そこを聞いてどうするかという観点だと思うのですけれども。

【委員】実態として育児休業・介護休業の取得が思ったほど進んでいない中で、何で皆さん取りづらいのでしょうね、をもう少し踏み込んで、皆さんそれぞれ「何ででしょう？」を振り返ってもらおうというか。どれもクリアできれば、全部クリアしてほしい問題なのですから、多分個々の人ごとに、あるいは職場ごとに問題になるところが違っていたり、優先順位というか、そこが皆さん違っているのだらうと思うのです。キャリアのことが問題なのだという人もいれば、賃金のことなのか。そうではなく、何か雰囲気的に取りづらい、人間関係の問題なのか。今実態として国立の方々がどういう風に思っているのかなというのを今回見て、市がこれから事業主なり市民の皆さんにどうアプローチできるだろうかというのを聞くために、この項目を並べたのかなという理解で私はいるので、ほかの方はいかがですか。

【委員長】前の調査票ではこの項目はなかったから、新設になっているのですよね。前の調査票だと、育児休業・介護休業を取ったことがあるかないかだけを聞いていて、取れない理由を聞くと、当たり前のことじゃない設問になるのですよね。取れない、もしくは取れなかった理由を聞くと、雰囲気とか、キャリアの面で不利とか、周りの理解がないとか、そういう項目になって。何となく興味深いですけど、それは非常に後ろ向きな言葉が並ぶ。しかしポジティブな言葉に変えていくと、当たり前のことになってしまうという、そこが非常に表裏一体な感じがあるのです。

【委員】私、3人子どもを産んで、1人目は産休だけ。1人目は育休がなかったのです。個人事業主だったから。フリーランスで育休などの補償がないのですよね。産休もないのですよ。2人目のときは育休を取ったのですが、保育園に入るタイミングを考えて、4月で入らないとだめだから。2人目は10月に生まれて1年ぐらい一緒にいたいと思ったのだけれども、やっぱり4月のタイミングで入らないと、預けられなかったら復帰できないという不安があったので。

【委員】11月申込みですよ、たしか。

【委員】そうなのです。だから生まれてすぐに申込をして入った。だから1年ぐらい一緒にいたいとか、できれば延長とかして、そうすると1年後は10月なので、途中入所ができなかったから延長でもう1年の2歳半ぐらいまで育休取ってと思ったのですけれど、何となく仕事を離れていることでの不安と、戻れるタイミングに本当に保育園に入れるかしらという不安があって、半年ぐらいで復帰をした。3人目は産休も育休もなかったの、もうぎりぎりまで働いて。生まれてすぐに、ちょうど事業の立ち上げの真っ最中だったので、子どもを連れて都庁に行ったりとか、現場に入ったりというのがあって、取ったとしてもそのつらさというのはあるなど。それをどういう風にやってもらえるのかしらと。本当に聞こうと思ったら、何のためにこの設問をするのかというところを何か工夫しないと。

【委員】このアンケートの趣旨は、いま一度整理しますと、この第5次計画の進捗がうまくいっているかどうかの確認のために行うわけであって、その中で、固定的性別役割分担意識の解消の評価が△というところが、私は問題視すべき項目かなと。

【委員】そこも聞いたほうがいいのかという気がしています。

【委員】わからないのでお聞きしたいことがあるのですが、新設の問題は、女性がいかに育休が取



れなくて、何が女性の社会進出を妨げているかみたいなことを聞きたいと思うのですが、そのために聞くのだったら、ネガティブな質問にしたほうがいいのかと思うのですが、そのネガティブな質問ではいけない理由がわかりません。ネガティブに聞いてはいけない理由というのは、どこにあるのですか。

【委員長】ネガティブに聞いてはいけないというよりは、この項目自体を、考えるきっかけにしましょうということがある。こういうことがあったら取れるのではないかという発想をここで持ってほしいということがあるので、ここではポジティブな言い方になっているのです。ただ、ネガティブなことを聞く場面ももちろん必要だし、ここの設問自体は、女性に育児休業の取得を促進するというよりは、男女問わずその育児休業の取得を推進、特に男性についてはそこが遅れているのでということで、両方の性別にわたって聞きたいということになると思う。そうなってくると、企業側の準備状況みたいなものも関わってくるから、設問のつくり方が非常に難しいのだと思う。実はその前のページから、役割分担がどうなっているか、もしくはどうなっていることが望ましいかということを知っているわけなのでよね。育児や子どもの教育・しつけを2人とも共同してやったらいいのではないかとか、主に自分が担ったほうがいいのではないかと聞いているわけで、答えている方の性別によって差がわかるものでもあるから、そうやって考えていくと、この新設の項目をどう扱っていくかというところが非常に難しくなっていくということはあるのです。だからあえて現実を取るためにネガティブな設問にするということもできなくはないと思います。

【委員】むしろ、先ほどの委員の感覚のほうがまず原則で、どこに問題があるかということを知りたいのだから、ネガティブな質問のほうが自然だと思います。ネガティブだとだめな訳ではなくて、ネガティブのほうが本当はちゃんと統計が取れると私も思っている。ただ、懸念しているのが、実際に育休を取っている人たちの母体数が少なく、統計上どうか。あるいは育休を取っていない人、ほかの同僚や事業主の、何で取りづらいのかというところの統計を反映させるには、ネガティブじゃなくてポジティブな質問のほうが答えやすいのかなという話になった。むしろ、本当はネガティブな質問で聞きたいというところから出発している、という理解です。

【委員】先ほどの、男性の育休取得が非常に低いというところで、もっとシンプルに質問があったらいいのではないかとおっしゃったのですが、具体的にどういうものがあたらいいのかわかるか。

【委員】シートの最後のページ、「男性育児休業の必要性について、どう思われるか」の4つ目のところ。男性も積極的に取得すべきだとか、年齢によっては、恐らく男性は仕事中心で、女性は育児をやるべきだとか、年配の方々はそう思う方もいらっしゃるかもしれない。

【委員】せっかくここまでこの議論をしてきたので、事務局がどういう風に捉えてつくったかというのを、もうこの流れで言いづらい気がしますが、どうですか。

【事務局】正直どちらの意見も一理あるなと思います。育休、介護休業の取得が市内においてもかなり課題になっている状況はあると思うので、この項目の設問数を2つぐらいに分けることも考えているところです。

【委員】「男性が」と入れるのと、育休と介護休業を分けるのは必須だけど、それ以外のところはどちらもあり得るので、総合判断でいいかなと。

【事務局】もしよろしければ、事務局で一度また考えさせてもらうのもできるのですが、どうしましょうか。

【委員長】そうですね、先ほどの、「男性の育児休業の必要性について」というのは、1ページの問2

の「男は仕事、女は家庭という慣習的な考え方がありますが、あなたはどう思いますか」と近いので、1つの案としては、「男は仕事、女は家庭という慣習的な考え方がありますが」の次に、男性の育児休業について聞くとか。置き場所は考えなければいけないのですけれど、例えば「男は仕事、女は家庭」というのは、そうは思わないけど、でも育児休業までは取らなくていいのではないかみたいなことが、世の中よくあるわけですよ。今はみんなどっちもやるでしょう。でも仕事を休んでまでね、という意見があるわけで、問2との関係もあるのかなと感じました。

あと、育児と介護を分けるというのは必要と思いますし、聞いてそれをどう施策に反映させるかという、市の調査であるところが非常に難しい。事業者に対する積極的な支援措置みたいなものは、なかなか市では単独ではとれないので、そこをどうするか。そうすると思いついて、「なぜ取れなかったか」を聞くとか、例えば周りの人が取ったら迷惑だというような意見だってあるわけですよ。

【委員】集約シートの中の問3、上から3つ目の最初、ジェンダーの考え方などを問うていた設問で、こういう考え方についてどう思いますかと書いていたところに、男性が育児休業や介護休業を取得することというのを追加して、それは必要だと思うとか思わないとかを入れたらどうですかという提案をしているのですが、別のところで聞けるというのも出てくる。ここの設問とは分けていける方法もあるかと思いました。

【委員長】まさに介護のところは問10に「男性の理解と協力のための」とあり、この「理解と協力」というのは、既に当事者じゃない感じがある。

【委員】これ、前回の文言のままですね。

【委員長】そうですね。「女性が一方的に介護を担うことがないよう、家族間での介護の分担について話し合う」にして、「男性の理解と協力」とくると、やっぱり女性が主になってしまうので、直したらいいと思うのですけれど。例えば、性別を問わず介護休業が取れるような社会とか、そんな設問を問10につけると、介護休業のことはこれで一旦クリアになるわけですよ。だからほかの設問にもわたって考えていただいて、LGBTの部分に入りたいと思うので、ここを事務局の宿題にしてもいいでしょうか。

【事務局】はい。

【委員】LGBTに行く前に、問2、集約シートの2番目、回答が3つの選択肢になっている点について。内閣府のアンケートにも、回答は「賛成」、「どちらかといえば賛成」、「わからない」、「どちらかといえば反対」、「反対」の5つになっていて、市役所から参考資料でいただいた新宿区の資料でもその5つの選択肢になっていました。その設問自体も、「男は仕事、女は家庭」というのは、年配の人には通じると思うのですけれども、18歳以上ということなので、大学生に意味がわかるかなと感じます。固定的性別役割分担意識という概念を私も仕事で大学生に聞いたことがあるのですけれども、そういう授業をとっている人はわかるけれど知らない人はよくわからない。内閣府の資料だと、固定的な性別役割分担意識、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」についてと、ちゃんと説明されているので、それぐらい説明がないと簡単過ぎると思います。その辺はどうでしょうか。

【委員長】これは恐らく、変化を見るために揃えているのであって、前の調査項目がこのとおりなのです。だから、確かに今のご提案のほうがいいような気がしますが、そうすると、比較を諦めることになる。それはどっちかという判断かなと思います。

【事務局】そうですね。この設問は、前回の市民意識調査報告書の29ページで、確かに平成2年からは比較が出ているのですが、思い切って変えてもいいかなという気はします。

【委員】私はその「男は仕事で、女は家庭」をもう少し詳しくするのは賛成です。その選択肢がこの3つか、国の統計やほかの地域等に合わせるかのところについては、市が何を比較したいかによるのかなと。国立で過去からこう変化しましたというところにウエイトを置くのか、あるいは国立の独自の状況とか、全国やほかの地域と比べてこういう特色がありますというところを見たいのだったら、これを機に、今回以降はその5つに合わせるという方向も十分有り得るかなと。5つの選択肢でも今までと全く比較できないわけではなくて、ある程度変化は見えるでしょうし。どこにウエイトを置くのかだと思いました。

【事務局】検討させてもらいます。

【委員】内閣府のデータでも、「どちらかといえば賛成」と「どちらかといえば反対」が30%ずつで一番多いのですね。でもこの3つしかないと、その人たちはどこに行ったらいいのかわからない。「どちらかといえばそう思う」というものがないのですよね。

【委員】その辺、詳しく聞くべきだと思うのですが、もし比較のためにこの聞き方も残す必要があるのだとしたら、問2と問3は一緒にできるかなと思います。

【委員長】そうすると、この問3も5段階にするということですよ。「必要だと思う」、「必要だとは思わない」、「わからない」ではなくて、5段階にするかどうかということになりますね。もし国立市の過去の調査と比較をしたければ、その「賛成」と「どちらかといえば賛成」を参考値として「必要だと思う」という設問になぞらえて集計してみて、＜参考＞としておく。調査項目を修正したため、このように統計をとりました、と今回さえ書けば、多少は参考になると思うので。どこかで直さなければいけないとすれば、今回やってみるということもあると思う。問3については、先ほどのご指摘で、「同性同士を婚姻関係とみなすこと」の部分の修正をどうするかという問題もあって、これは後ろに持っていくという話もあったので、問2、問3をあわせて検討していただくということでよろしいですか。

【事務局】そのようにいたします。

【委員長】さっきLGBTの部分に行きたいと言ってしまったのですけれど、1つ前の10ページのDV関係のところ、もしお気づきのことがあればお願いします。

【委員】10ページの問20、この集約シートの20ですけれども、「国籍」を追加していただいたのですけれども、民族というのがわかりづらいと感じています。国立市に20年以上住んでいる外国人の方に、「日本で民族と言われたら何だと思う？」と聞いたら、自分たちが民族と言われているとは思わなくて、日本にもアイヌとか民族があるよねという回答だった。ここでは、何を指して民族と言っているのかなというのを教えていただけたらと思います。

【事務局】いわゆるヘイトスピーチに関連する法律では民族という言葉が多いので、あえて民族というのは残したほうがいいのかと思ったところです。国籍では、恐らくハーフとかダブルとか、そういった意味合いも含んでくるという違いはあり、国籍を残して民族を削るというわけにもいかななくて。国籍があったほうがいいのかというのも思ったので、両方残しているところです。

【委員長】国籍だと、日本に住んでいる外国籍の人も入るからいいと思うのですけれど、民族って国籍とは関係ないということだと思うのですよね。

【事務局】そうですね。

【委員長】だから、私は民族があったほうがいいのかと思います。

【事務局】その生活様式とか、特定の集団の方の中で通じているライフスタイルというか、そういう

部分も民族の中には入ってくると思いますので、重なる部分も多少あるのかもしれませんが、ここは両者を入れさせていただきたいというのが、事務局としてはあります。

【委員長】この「人権をおびやかす行為」というところについては、「パートナー」と表記を調整してくださったことで、必ずしも結婚していなくても、こういった行為は人権侵害なのですよということが伝わるので、とてもいいと思います。

14ページに移りたいと思います。「LGBTを含む性別に関する考え方について」ということで、何かお気づきの点がある方がいらっしゃったらと思います。

【委員】問26の訂正で、「相談されて対応の仕方がわからなかった」とか、「カミングアウトを受けて困った」みたいなことを、当事者だけでなく、知人が悩んでいるのを見たり聞いたりしているので、言われて困ってしまったとか、そういうことを入れてもいいのかなと思います。

【委員】さっき、1ページの問3の「同性同士を婚姻関係とみなすこと」を14ページ以降に移すという話があったと思うのですが、そうすると問28の7番とかぶると思ったり。そうすると、また新設の問題ともかぶるのかなと思います。

【委員】そうですね。もともとは1ページ目のところで、皆さんの頭の中、どんな意識になっていますかと意識を聞いていて、後の14ページとかは、悩んでいましたかとか、悩んでいた人を知っていましたかとか、言葉を知っていますか、と事実を聞いて、その次、必要なことは何か、と意見を聞いている。本当は意識も聞きたいところではあるのですよね。まず、頭の中で漠然と感覚的にどう考えていらっしゃいますか、感じていらっしゃいますか。しかし今、実態として事実はどうなことがあなたの身の周りで起きていますか。必要なものは何でしょう、という聞き方をするのだと、どれも必要ですし、その3つのレベルがごっちゃになる質問の仕方は避けたほうがいいのは確かですよね。

何年前かに、LGBTに関するすごく大がかりな統計がとられたことがあって、分厚い報告書があるのですが、自分の身近にLGBTの人がいたらどう思うかに対して、「いてもいいんじゃないか」という意識はすごく高い。若い人のほうがその割合が高くなるのですが、今度、「自分の親族にいたらどうですか」とか、「自分の職場の同僚にいたらどうですか」になると、途端にガクンと下がるという統計が。その意識の点で言うと、さっきの同性カップルをいいと思いますかという質問と、それはLGの話ですけど、トランスの事件、多く裁判でやっているとそういう性別変更をしていない方がトイレ使ったりとか、いろいろなことについてすごく偏見を持っている方がいらっしゃるわけですね。だからそういった意識の問題と、実際に周りにそういう人が身近にいる人といない人でクロスをかけると、いろいろなことが見えてくるのかなと。

【委員】問3は、婚姻関係という言葉が出てくるので混乱するけれども、この言い方で要するに意識を聞いているわけですね。同性同士をオーケーだと思うか、嫌だと思うかということを知っているわけですね。

【委員】そういうことです。

【委員】14ページは施策を聞いているわけだから、この意識に基づいて施策をやるかどうかということもあるけれども、とりあえずこのウの「婚姻関係」ではない言葉にすれば、これはここでいいと思うのです。それで「同性同士を婚姻関係とみなすこと」というのは、当事者にとってどうかというのと、周りの、自分はそうじゃないけれども、いいんじゃないという人と、当事者ではないから嫌だという人もいると思うので、そこら辺の意識を問うかどうかというのが1つあると思う。そういう意識の問題としておいて、こちらもう少し具体的にパートナーシップ証明制度などの整理をする。当

事者が、これがないために困っていること、例えば、アパートを借りられないとか、入院したときにお見舞いに行けないとか、家族としてみなされないとか不都合がたくさんあるので、そこら辺のニュアンスが分かるようにしないと。ここは具体的に丁寧に、制度が変わったら何が当事者にとってよくなるのかということがあると答えやすいのかなという気がします。勉強している人は、パートナーシップ証明制度を知っていると思うのだけれども、知らない人はまるで知らない。そんなものつくってどうするの、という感じもあるので、もう少し具体的なほうがいいかなという気がしました。

【委員長】そうですね。恐らくこの質問票が届く人のかなり大きな割合の人が、同性パートナーシップ制度と言われてもピンと来ないであろうという想定の下では、「今どういう状況で」、「同性パートナーシップ制度は何をするためのもので」、「例えばどこの自治体等では設定されています」、と書いておくといいかなと思います。ただ、この新設の調査票16ページのパートナーシップ制度の設問で、市が聞こうとしていることは非常にわかるので、もう少し丁寧な説明をというご指摘はそのとおりだと思います。

【委員】問26の「自分自身の性別について悩んでいる、または悩んでいた」というのは、前回の質問では、割と後のほうに来て、一番多かったのは、男性の20～29歳が8.3%。最初に持ってきたということは、国立市としてもどれぐらいいるのかを先に知りたいというところで、上に持ってきたということか。

【事務局】そうですね。

【委員】であれば、このように選択肢が2、3、4、5、6、7とこれだけ多くなってくると、幾つでも、とは書いてありますけど、ちょっと多いかなという感じがします。何か意図があったのか、お聞かせいただければと。

【事務局】細分化して聞きたいというのがあって、「性別について悩んでいる」の後にこの補足の項目をつけて性的指向、性自認、アウティング、カミングアウトというのを分けてもいいかと。でも、性別について悩んでいるということだと、何を悩んでいるかがよくわからない、その具体的な内容を知りたいとは思っています。

【委員】私、悩んでいないという設問があってもいいと思うのです。フェイスシートには性別をつけているのかな。

【委員】中には放っておいてくれという人もいるかもしれない。

【委員】性自認や性的指向に関して、自分で肯定している人はいるわけですね。10年前は、周りに全然知り合いませんという人が多かった中で、最近、周りにそういう人はいますよという人も増えてきているわけです。そうすると、悩んでいるか・悩んでいないかは置いて、当事者の方が周りにいますかというのをまず聞いて、その次、「セクシュアリティで何か悩み事を抱えているのですか」の中で、自身が悩んでいるのか、あるいはアウティングされて困っているのか。そこから先、先ほどお話があった生活の中で困っているのか、と区切っていくとわかりやすいかと。今はもうセクシュアリティ自体には悩まない方もかなり増えていると思いますね。

【事務局】私たち行政も、どうしても、悩んでいる方たちの行政課題をどうするかというところに立ちますので、このような視点になっていました。

【委員】今のことに関連してですが、私も問26、アウティングだけがちょっと浮いているなという印象を持っていて、実際にセクシュアル・マイノリティがどういう困難に直面して、日々何に困っているのかということについては、設問を分けたほうがいいと思うのですが、それを悩んでいる人に何

に悩んでいるのかと聞くのではなくて、この世の中にこういう問題があるということを知っていますか、知りませんか、みたいな形で聞くと、意見が集めやすいのかなと思います。そうすると、パートナーシップ証明制度を全然知らない人もいるかもしれないわけですが、どれぐらいの人がそれを認知しているのかということも、あわせて知ることができると思います。

【委員長】恐らく実際には、もう少し要らない文章とか削除していくのかもしれないですけど。

【事務局】A4で裏表ぐらいには入れたいですね。

【事務局】そうですね。でも、無理に削らなくてもいいかなと思います。

【委員長】そうしたらまずは、みんなが悩んでいるわけではないので、そこをそう悩んでいると決めつけない。それで悩んでいる、困っているとしたらどういうことかとか。もしくは、当事者でなかったとしても、そういった人を知っているかとか、相談されて困った経験があるかというようなことを聞いていく。

【委員】先ほどの報告書を参考に検討したいと思っています。

【委員】13ページの上で、セクシュアル・ハラスメントにあわせてパワハラが同時に起こっていることもあると思うのですが、あえてセクシュアル・ハラスメントのみ記載してあるというのは、どういう意味があるのか。

【委員長】これが男女にまつわる調査であって、職場のメンタルヘルスとかを聞いているわけではない。いろいろなハラスメントがあるんですけど、この調査ではセクシュアル・ハラスメントに限定している。

【委員】セクハラは大体パワハラですね。

【委員】どこかストーカーについて触れている場所がありますか。

【委員】DVのところにあります。

【事務局】問24よりは問21のDVの関連としてストーカー行為を受けた経験があるかないかを聞くのは、すごくいいなとは思う。

【委員】若年層では、撮った写真なんかを勝手にアップされたりという話も聞いています。

【事務局】DVと別にデートDVについても聞いているような項目があった。後の質問との関連で今回省いてしまったのですが、検討します。

【委員長】そうですね。そうだとすると、12ページの問23「あなたは職場や仕事上、社会的活動の場において」で、18歳以上が調査対象なので、学校などもあり得るのかと。職場、仕事となると、サークルなどでは当てはまらなくなって。社会的活動に入っているのかもしれないですけど、「職場や仕事、学校など」と書いたほうがいいと思います。

【委員】ヌードポスターは表現が古いような。

【委員長】今はもうネット上への掲示なので、ここも直すといいかもしれないですね。

【委員】このヌードポスターは、セクハラという言葉が出だしたときに、環境型セクハラ的具体例として、当時はよく出ていたのですよね。だから今、セクハラに関する法律の本が具体例で何を出しているのか見てみます。

【委員】ヌードポスターというのをイメージできないのですが、コンビニに行けばそういった本はたくさん閲覧あるじゃないですか。そちらのほうが目にする機会が多いのではないかなと思うのですが。

【委員】この問23は、あなたのヌードポスターという意味ですよ。

【委員長】違いますね。ヌードポスターの掲示は、女性がいるのにヌードポスターが貼られているという意味です。だから話が混在していて、SNS上のリベンジポルノは、「あなたの」ことです。だから2つの意味があって、ここで書いているヌードポスターの掲示というのは、職場に女性がいるのに、例えばいやらしい本を机の上に置いておくとか、そういうことにまつわること。

【委員】セクシュアル・ハラスメントと書くと、理解の幅に差が出てしまうと思うので、「性暴力」で全部くくってもいいですし、「性差別」でくくってもいいと思うのですが、セクシュアル・ハラスメントを受けたことがありますかと聞くよりは、もっと具体的に項目を挙げて、環境型のセクシュアル・ハラスメント、嫌な思いをしたことがありますかとか、ストーキングの件もここに入れてもいいのかもしれないと思います。あるいは最近だと、入試での性差別があって、就職試験のときに性差別的な扱いを受けたことがありますかというのも、もし含められたら、それも広い意味で言うとセクシュアル・ハラスメントでもあり、性暴力であり、性差別であるということになるので、そこを整理できるといいのではないかと思います。

【委員】確かにDVの部分は、そうやって具体的に列記しているのですよね。

【事務局】検討してみます。

【委員長】今日言い足りなかった方は、事務局にメールをするということでお願いしたいと思います。活発なご意見を出していただき、ありがとうございました。それでは、事務局から事務連絡をお願いします。

【事務局】ありがとうございました。次回の議論でも調査項目の内容ができればと思います。5月の下旬には発送を開始するというので。次回は、今回のご意見を含めて事務局で考えさせていただく時間と、皆様からご意見をいただく時間等をあわせて、5月31日金曜日、同時刻6時45分です。また、6月は27日木曜日、6時45分です。

--- 了 ---